（根拠法令）地§20-2

公告第　16号

公　示　送　達　書

公　　示

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるから、地方税法第２０条の２の規定により公告します。

この書類は当所において保管しておりますから、送達を受けるべき者の申出があればいつでも交付します。

令和８年１０月３０日

兵庫県東播磨県民局長
（加古川県税事務所）

記

書類の表示	送達を受けるべき者の氏名	備考
地方税法の規定によりその例によることとされている地方税法第158条第2項	株式会社　N・G・O	
地方税法の規定によりその例によることとされている地方税法第158条第2項	中山　涼	
地方税法の規定によりその例によることとされている地方税法第158条第2項	久林　幸夫	
地方税法の規定によりその例によることとされている地方税法第158条第2項	納庄　佑季	
地方税法の規定によりその例によることとされている地方税法第158条第2項	坂井　誠	
地方税法の規定によりその例によることとされている地方税法第158条第2項	LE　VAN　HUAN	
地方税法の規定によりその例によることとされている地方税法第158条第2項	松本　大輔	
地方税法の規定によりその例によることとされている地方税法第158条第2項	佐藤　拓馬	
地方税法の規定によりその例によることとされている地方税法第158条第2項	石原　勝行	

（税　21000）